

事 務 連 絡
令和7年10月6日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
労務・安全部

令和7年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（周知依頼）

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省雇用環境・均等局総務課長より、別紙のとおり、令和7年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について周知の協力依頼がありました。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適切なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります、厚生労働省では11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知啓発の取組を行っているところです。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下事業者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

担当：労務・安全部 田知花
TEL：03-3216-4015

雇均総発 0926 第 1 号
令和 7 年 9 月 26 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局総務課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が施行されている中、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような状況を改善するため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年 6 月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しております。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、同月に実施される「過重労働解消キャンペーン」と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、御活用ください。また、紙媒体に不足が生じた場合は、担当より送付させていただきますので、本通知末尾に記載の担当までご連絡いただくようお願いいたします。

○「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

(担当) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 TEL:03-5253-1111 (内線 7915) 藤井
